

資 料

信託税制の全体像（概要）

【課税方法】

【信託の種類】

受益者段階課税 (発生時課税)

(信託収益の発生時に受益者等に課税)

○ 不動産・動産の管理等の一般的な信託

- ・ 受益者を信託財産に属する資産・負債及び信託財産に帰せられる収益・費用の帰属すべき者とみなす。また、受益者と同等の地位を有する者を受益者とみなす。
- ・ 信託損失に係る制限措置
 - ▶ 個人受益者等の信託に係る不動産所得の損失は、生じなかったものとみなす
 - ▶ 法人受益者等の信託損失のうち信託金額を超える部分を損金不算入

受益者等課税信託

受益者段階課税 (受領時課税)

(信託収益を現実に受領した時に受益者に課税)

○ 特定受益証券発行信託

受益証券発行信託のうち、受託者が税務署長の承認を受けた法人、未分配利益が信託元本総額の2.5%以下であること等の要件に該当するもの

○ 合同運用信託

○ 一定の投資信託（証券投資信託・国内公募等投資信託・外国投資信託）

○ 退職年金等信託、特定公益信託等

集団投資信託

信託段階法人課税

(信託段階において受託者を納税義務者として法人税を課税)

○ 特定受益証券発行信託に該当しない受益証券発行信託

○ 受益者等が存しない信託

遺言により設定された目的信託等

○ 法人が委託者となる信託のうち、次に掲げるもの

- ・ 重要な事業の信託で、受益権の過半を委託者の株主に交付するもの
- ・ 長期（信託存続期間20年超）の自己信託等
- ・ 損益の分配割合の変更が可能である自己信託等

○ 投資信託（受領時課税される投資信託以外）

○ 特定目的信託

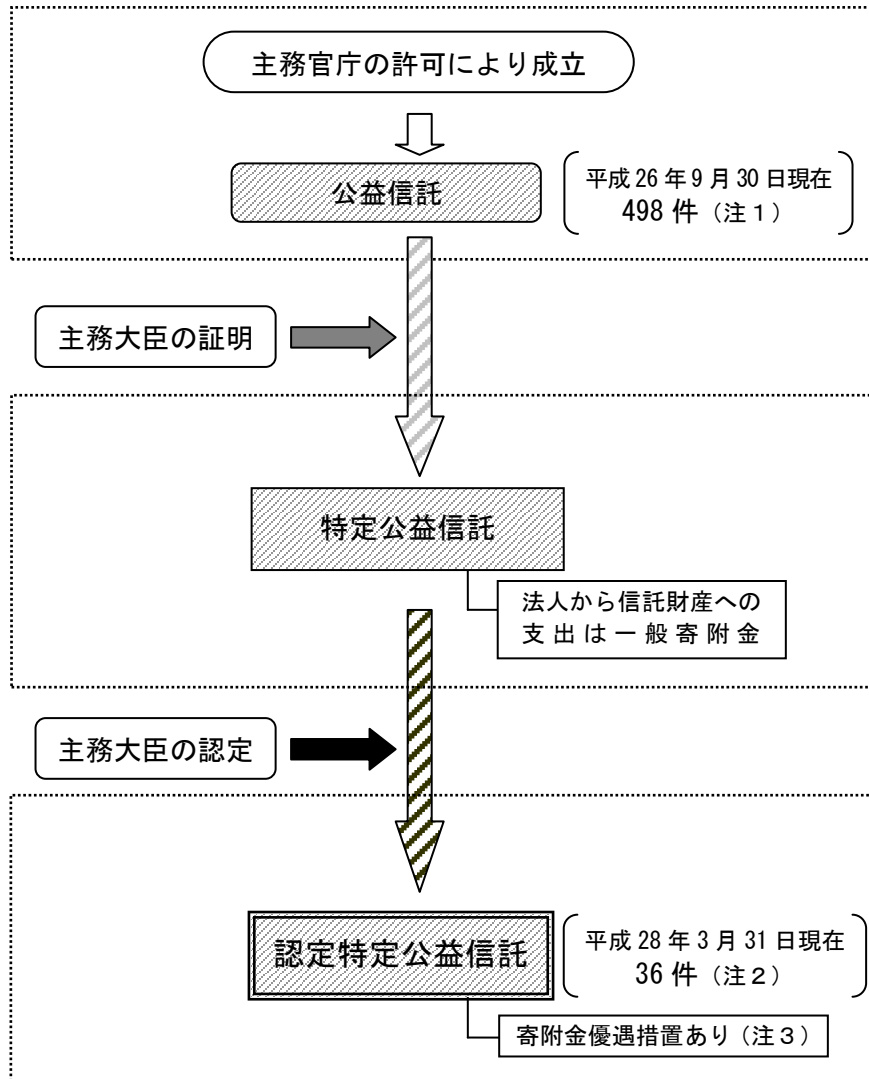
法人課税信託

※1 「受益者等」とは、受益者としての権利を現に有する受益者及びみなし受益者をいう。

※2 平成19年度税制改正において、一般の公益信託については、平成18年の新信託法案附帯決議に鑑み、当分の間、従前の委託者課税の取扱いを維持することとされた。

(認定) 特定公益信託制度の概要

(公益信託の各段階のイメージ)



(注 1) (出所) 一般社団法人信託協会「公益信託—その制度のあらまし—」

(注 2) 認定期間は 5 年

(注 3) 寄附金控除 (所得税) 又は寄附金別枠損金算入 (法人税)

特定公益信託

- 「特定公益信託」は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社であることの要件を満たす公益信託であることにつき主務大臣の証明を受けたものをいう。
 - ・ 信託終了時に信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は類似目的の公益信託として継続するもの。
 - ・ 合意による終了ができないものであること。
 - ・ 受け入れる信託財産は、金銭に限ること。
 - ・ 信託財産の運用は、預貯金、国債、地方債、特別法により法人の発行する債券等に限定されること。
 - ・ 信託管理人が指定されるものであること。
 - ・ 信託財産の処分を行う場合は、学識経験者の意見を聴かなければならないこと。
 - ・ 信託管理人及び上記の学識経験者の報酬の額は、その任務遂行のために通常必要な費用の額を超えないこと。
 - ・ 信託の受託者の報酬の額は、信託事務の処理に通常必要な額を超えないこと。

認定特定公益信託

- 「認定特定公益信託」は、次に掲げるものをその目的とする特定公益信託で、相当と認められる業績が持続できることにつき主務大臣の認定を受けたものをいう。

① 科学技術に関する試験研究に対する助成	⑧ 野性動植物の保護繁殖に関する業務に対する助成
② 人文科学の諸領域の優れた研究に対する助成	⑨ すぐれた自然環境の保存活用に関する業務に対する助成
③ 学校教育に対する助成	⑩ 国土緑化事業の推進に関する業務に対する助成
④ 学資の支給等	⑪ 社会福祉を目的とする事業に対する助成
⑤ 芸術の普及向上に関する業務に対する助成	⑫ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成
⑥ 文化財の保存活用に関する業務に対する助成	
⑦ 開発途上にある海外の地域に対する経済協力に資する資金の贈与	

寄附税制の概要（国税）

寄附金の区分	国・地方公共団体 に対する寄附金 <例> ・公立高校 ・公立図書館 など	指定寄附金 （公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの） <例> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など	特定公益増進法人 に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの 【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人（注2）	認定特定非営利活動法人等 に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの	一般寄附金	
	寄附をした者の取扱い	国立大学法人等（注1）に対する寄附金				
所得税	所得控除	控除額：寄附金※－2千円 <small>※総所得の40%を限度</small>				なし
	税額控除	なし	一定の寄附金について	控除額：（寄附金※－2千円）×40% <small>※総所得の40%を限度（注1）（注2）</small> （所得税額の25%を限度）		
法人税	全額損金算入（注3）	全額損金算入	以下を限度として損金算入 （資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%）×1/2 （注4）	以下を限度として損金算入 （資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/4		

相続税	相続人が、国、公益社団・財団法人、認定特定非営利活動法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税 <small>（注5）</small>	なし
-----	---	----

- （注1） 国立大学法人等（国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構・日本学生支援機構）のうち一定の要件（パブリック・サポート・テストや情報公開の要件）を満たすものに対する寄附金で、学生の修学支援事業のために充てられるものについては、所得税の税額控除の対象となる。
- （注2） 公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち一定の要件（パブリック・サポート・テストや情報公開の要件）を満たすものに対する寄附金については、所得税の税額控除の対象となる。
- （注3） 認定地方公共団体のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金については、全額損金算入に加えて、（寄附金×20%－住民税からの控除額）と寄附金×10%とのうちいずれか少ない金額の税額控除（法人税額の5%を限度）ができる。
- （注4） 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対して法人が支出した寄附金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて（資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/4を限度として損金算入される。
- （注5） 被相続人が遺言により公益社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人に寄附した財産についても、原則として相続税は課税されない。

公益信託に係る税制の概要

1. 委託者の課税関係

① 委託者が個人の場合

拠出先	拠出段階	運用段階
公益信託	寄附金控除不可	信託財産から生じる所得は非課税 (所法 11②)
特定公益信託		
認定特定公益信託	寄附金控除の対象 (所法 78③)	

- * 相続人・受遺者が、相続・遺贈により取得した金銭を認定特定公益信託に出捐した場合には、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されない(措法 70③)。
- * 委託者の死亡時において、特定公益信託の要件を満たす公益信託については、相続税の課税上、当該信託の権利の価額は零として取り扱われる(相基通 9 の 2-6)。

② 委託者が法人の場合

拠出先	拠出段階	運用段階
公益信託	損金不算入 *資産等を委託者が保有するものとみなす。 (法法附則 19 の 2)	委託者の各事業年度の益金又は損金の額に算入 *資産等を委託者が保有するものとみなす。 (法法附則 19 の 2)
特定公益信託	一般の寄附金扱い (法法 37⑥)	
認定特定公益信託	特定公益増進法人への寄附金扱い (法法 37④、⑥)	

2. 受給者の課税関係

- ・ 受給者が個人の場合、受給時に贈与税課税(委託者が個人の場合)又は一時所得として課税(委託者が法人の場合)
- ・ 受給者が法人の場合、收受すべき金額が確定した事業年度に課税
 - * 公益法人等が收受する場合は非課税(収益事業に該当しない)

3. 受託者の課税関係

- ・ 運用資産に帰せられる収入・支出については、受託者(信託会社)の収入・支出でないものとみなされる(法法 12③)

公益法人等の課税対象事業

○ 公益法人等については、収益事業から生じた所得にのみ法人税を課税。

(注) 公益法人等： 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(非営利型)、学校法人、社会福祉法人など

(法人税法別表に列挙。なお、特定非営利活動法人などは、別法で公益法人等とみなされる。)

○ 収益事業の範囲

- | | | |
|--|------------------|--|
| 1. 物品販売業 | 13. 写真業 | 27. 遊技所業 |
| 2. 不動産販売業 | 14. 席貸業 | 28. 遊覧所業 |
| 3. 金銭貸付業 | 15. 旅館業 | 29. 医療保健業 |
| 4. 物品貸付業 | 16. 料理店業その他の飲食店業 | 30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦若しくは一定の船舶操縦（技芸）の教授（技芸に関する免許の付与等を含む。）又は入試、補習のための学力の教授若しくは公開模擬学力試験を行う事業 |
| 5. 不動産貸付業 | 17. 周旋業 | 31. 駐車場業 |
| 6. 製造業
(電気、ガス又は熱の供給業及び物品の加工修理業を含む。) | 18. 代理業 | 32. 信用保証業 |
| 7. 通信業 | 19. 仲立業 | 33. 無体財産権の提供等を行う事業 |
| 8. 運送業 | 20. 問屋業 | 34. 労働者派遣業 |
| 9. 倉庫業 | 21. 鋳業 | |
| 10. 請負業 | 22. 土石採取業 | |
| 11. 印刷業 | 23. 浴場業 | |
| 12. 出版業 | 24. 理容業 | |
| | 25. 美容業 | |
| | 26. 興行業 | |

(注) 1 上記のうち、その業務が法律の規定に基づいて行われる等特に公共・公益的な一定の事業は収益事業から除外

2 このほか、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業のうち公益目的事業に該当するもの、等については、上記に掲げる種類の事業であっても、その種類を問わず収益事業から除外